

事業報告書

2022 年度
(令和 4 年度)

学校法人 宮田学園

国際貢献専門大
西日本国際教育学院

目 次

I 法人の概要

- 1 理念・目的・育成人材・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 学校法人の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 設置する学校、学科の入学定員数及び総定員（2022年度）・・・・・・ 4
- 4 授業料等（2022年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 役員の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

II 2021年度事業の概要

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 各事業計画
 - (1) 教学改革及び教学運営体制の整備・・・・・・・・・・ 5—6
 - (2) 教育関連実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6—7
 - (3) 国際貢献（連携）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (4) 学生生活指導・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7—11
- 3 各学校の概要
 - (1) 国際貢献専門大学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 西日本国際教育学院・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11—12
- 4 運営基盤
 - (1) 感染防止対策の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 募集・広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13—15
 - (3) 総務・人事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15—20
 - (4) 施設維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

III 財務の概要

- 1 資産収支計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 事業活動収支計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4 財産目録・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

I 法人の概要

1 理念・目的・育成人材

(1) 理念・目的

世界では「答えの見えない問題」を解決する能力が求められ、日本だけでのビジネスはありえない時代に入っており、あらゆる場面でグローバルな人材が求められている。

このため、留学生に「人に教え、人を育み、そしてその喜びを求めて大きな国際舞台へ旅立たせる。」を合言葉に世界に羽ばたく優秀な人材を輩出させる教育機関としてまい進する。

(2) 育成人材

ア 学園は、敬愛と感謝の心を教育を通して感化し、人間を信頼し、全ての人に対して温かい愛情を持つことができる人材を育てることを目標とする。

イ 敬愛と感謝の学生五か条

- ① 大きな声で挨拶、返事ができる。
- ② 素直な気持ち、謙虚さをもって人に接する。
- ③ うそをつかず、人のせいではなく、自分で責任がもてる。
- ④ 困っている友達に進んで声をかけることができる。
- ⑤ 時間を大切にして、ルールやマナーを守ることができる。

(3) 国際貢献専門大学校

ア 建学の精神

国際貢献専門大学校は、国際社会で活躍し国際貢献に寄与できるグローバルな人材を育成する。

イ 使命

- (ア) 高い日本語能力、深い日本への理解、そして寛容力を備えたグローバルな人材を育成し希望の進路へ送り出すこと。
- (イ) 日本人ならではの「心を築く」、「きめ細やかな技術」、「ニーズに答えるアイデア」、「壁にぶち当たって乗り越えようとする」を身につけさせること。
- (ウ) 日本の良さ、日本の魅力、世界が知らない日本の長所を理解させること。

ウ 教育目標

日本が誇る技術や知識及び人間力を身に付け、世界を舞台に国際貢献を果たせる人材を育成する。

(4) 西日本国際教育学院

ア 教育理念・・・創意・工夫：挑戦と国際コミュニケーション

- (ア) 国際社会の役に立つ総合日本語学校を形成。
- (イ) 留学生の立場で教育活動を実践。
- (ウ) 常に新しい教育カリキュラムを提案。
- (エ) 対話とふれあいで国際人を育成。
- (オ) 教育目標への挑戦を通じて人間的成長を図る。

イ 使命

高い日本語能力、深い日本への理解、そして寛容力を備えたグローバルな人材を育成し希望の進路へ送り出す。

ウ 教育目標

- (ア) 語学教育の充実強化はもとより、日本文化や習慣・社会背景を含めた体系的な語学教育機関として、日本語及び日本の理解を教育目標とする。
- (イ) 国際人の育成を最重要の命題とし、多種多様な国際的ニーズの変化に対応できる学校運営・特色ある教育を行う。
- (ウ) 留学生の希望にそった進路指導、学習指導を行い、100%の進学率を目指す。
- (エ) 日本で生活できる知識や生活指導にも力点を置き、充実した日本生活を提供する。

2 学校法人の沿革

- ・ 平成 4 年 4 月 東和国際教育学院 開校
- ・ 平成 5 年 7 月 日本語教育開始
- ・ 平成 15 年 4 月 西日本国際教育学院に校名変更
- ・ 平成 24 年 4 月 学校法人 宮田学園 設立
- ・ 平成 26 年 4 月 専門学校 国際貢献専門大学校 開校
- ・ 平成 28 年 4 月 玉川キャンパス 国際交流センター 開所
国際貢献専門大学校 定員 360 名→700 名
- ・ 平成 29 年 4 月 国際貢献専門大学校 4 年制コース 開講
玉川キャンパス 新校舎 竣工
高木寮 開寮
国際貢献専門大学校 定員 700 名→860 名
西日本国際教育学院 定員 780 名→926 名
- ・ 平成 30 年 10 月 国際貢献専門職大学設置認可申請
- ・ 令和 2 年 2 月 国際貢献専門大学校 グローバルキャリア日本語教師養成学科
ITビジネス学科 4 年制 高度専門士告知
- ・ 令和 2 年 4 月 ITビジネス学科を IT ビジネスコースとホテル観光ビジネスコースの 2 コース化
- ・ 令和 3 年 3 月 国際貢献専門大学校 職業専門実践課程として IT 学科（2 年制）が認可

◎ 学校法人宮田学園が一貫して持ち続けた思いは、「国際貢献」と「教育の国際化」である。

平成 4 年 4 月に海外からの留学生へ日本語と日本の文化を教育する日本語教育機関を福岡市南区塩原に開校し、平成 5 年 7 月から日本語教育を開始した。平成 15 年 4 月からは西日本国際教育学院と改名した。

平成 24 年 4 月には、真の教育の国際化を掲げ、その活動を進化させるべく学校法人宮田学園を設立した。平成 26 年 4 月に国際的な人材育成に貢献すべく、日本人と留学生の双方を対象とした専門学校 国際貢献専門大学校を開校し、2 年制コースを開講。平成 28 年 4 月には南区玉川に国際交流センターを開所、国際貢献専門大学校の定員を 360 名から 700 名に増員した。

平成 29 年 4 月に国際交流センターの隣に新校舎を竣工し、玉川キャンパスとして国際貢献専門大学校に 4 年制コースを開講し、定員を 860 名に増員、また、同時に西日本国際教育学院の定員を 780 名から 926 名に増員した。令和 2 年 2 月、国際貢献専門大学校グローバルキャリア日本語教師養成学科及び IT ビジネス学科（4 年制）が高度専門士の告知を受けた。

また、令和 2 年 4 月、IT ビジネス学科を IT ビジネスコースとホテル観光ビジネスコースの 2 コース制とした。

更に、令和 3 年 3 月、国際貢献専門大学校の IT ビジネス学科が職業実践専門課程として認可され、企業などと連携した授業や演習、実習を行い、実際に働くことを意識しながら、実践的かつ専門的な知識・技術・技能を身につけられることになった。

3 設置する学校、学科の入学定員数及び総定員（2022年度）

(1) 国際貢献専門大専校

課程名		学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員
商業実務専門課程 【専門士】		国際ワーキングスタディ学科	昼	2年	40	80
		ITビジネス学科	昼	2年	310	620
	小計					350
高度 専門士	商業実務専門課程	ITビジネス学科（4年制）	昼	4年	20	80
	文化・教養 専門課程	グローバルキャリア 日本語教師養成学科	昼	4年	20	80
	小計					40
合計					390	860

(2) 西日本国際教育学院

	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
第1部 (午前)	日本語科 進学コースⅠ	2年	146	292	昼間
	日本語科 進学コースⅡ	1年9か月	6 7	13	
	日本語科 進学コースⅢ	1年6か月	53 52	105	
	日本語科 進学コースⅣ	1年3か月	10	20	
	日本語科 進学コースⅤ	1年	10	20	
	小計			225名	
第2部 (午後)	日本語科 進学コースⅠ	2年	146	292	昼間
	日本語科 進学コースⅡ	1年9か月	6 7	13	
	日本語科 進学コースⅢ	1年6か月	53 52	105	
	日本語科 進学コースⅣ	1年3か月	10	20	
	日本語科 進学コースⅤ	1年	10	20	
	小計			225名	
合計			450名	900名	

※ 入管へ2022.3に定員減を届出（926→900）

4 授業料等（2022年度）

(1) 国際貢献専門大専校 校納金 ※入学選考料 2万円

区分		文化・教養専門課程	商業実務 専門課程		
		グローバルキャリア 日本語教師養成学科	国際ワーキング スタディ学科	ITビジネス 学科	ITビジネス 学科
		4年課程	2年課程	2年課程	4年課程
昼 間	授業料	640,000円	540,000円	450,000円	540,000円
	入学金	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
	施設・設備	66,000円	66,000円	66,000円	66,000円

※その他別途徴収金（教材費・学友会費・検定受験料）

(2) 西日本国際教育学院 校納金 ※入学選考料 3万円

学科名	修業 期間	年次	入学金	授業料	施設・ 教材費	年間 校納金	合計
日本語科 進学コースⅠ	2年	1年次	70,000	660,000	66,000	796,000	¥1,522,000
		2年次		660,000	66,000	726,000	
日本語科 進学コースⅡ	1年 9カ月	1年次	70,000	495,000	49,500	614,500	¥1,340,500
		2年次		660,000	66,000	726,000	
日本語科 進学コースⅢ	1年 6カ月	1年次	70,000	330,000	33,000	433,000	¥1,159,000
		2年次		660,000	66,000	726,000	
日本語科 進学コースⅣ	1年 3カ月	1年次	70,000	165,000	16,500	251,500	¥977,500
		2年次		660,000	66,000	726,000	
日本語科 進学コースⅤ	1年	1年次	70,000	660,000	66,000	796,000	¥796,000

5 役員の概要

- ・ 理事： 6名（常勤4名、非常勤2名）
- ・ 監事： 2名（非常勤2名）
- ・ 評議員： 13名（常勤9名、非常勤4名）

II 2022年度事業の概要

1 基本方針

2021年度は、新型コロナウイルス感染症への対応が2年目を迎え、西日本国際教育学院において多数の入学予定者の入国がかなわず在校生数が800名を切る事態となった。昨年度新設した3年制コースの学生は、ほとんどが日本語能力試験N4合格という目標を達成し、学生に対するサービスは一部向上させることができた。

資格外活動違反者への出入国在留管理局の取り締まりも引き続き強化されていたが、2021年度は在留期間更新許可申請が認められなかった学生はいなかった。

しかし、西日本国際教育学院において2020年度の資格外活動違反者が多数発覚した影響で、長く続いていた適正校の管理から、2022年度は「非適正校」としての管理にゆだねられることになった。

学園における在校生の在籍管理は2020年4月から厳格に実施してきたが、引き続き入国管理法等の改正や外国人労働者受け入れを拡大する新制度、告示基準の変更に柔軟に対応しつつ、非適正校管理からの脱却を学園の最重要課題として取り組んでいかなければならない。また、入国制限を受け母国で待機している多くの留学希望者に対しても、入国制限が解除された以降の受け入れについて、万全な体制を整えていく。

更に教育面においては、教育の国際化を目指し、留学生に日本の心や日本社会におけるマナー、礼儀作法を身に付けさせる立場にありながら、学生指導において人権侵害ととられる行き過ぎた行為が判明し、地方新聞や全国週刊誌に報道され、これまで築き上げてきた学園の伝統や実績、信頼を失墜させてしまい、学園の存続も危ぶまれる重大な事案となった。この要因は、管理者を含めたコンプライアンス意識の欠如にあり、ハラスメントに対する意識改革の必要性が浮き彫りとなった。

このため、ハラスメントの禁止、風通しの良い職場環境への改善と教育現場における体質の改善、特に人権侵害行為の絶無を図り、管理者自らが範を示し愛校精神を基調として職務に専念させ、歴史と伝統ある「西日本国際教育学院」と専門的な教育を施す「国際貢献専門大学校」を軸に、引き続きコロナ感染症対策を万全にしつつ信頼を回復する年と位置付け、併せて西日本最大級の留学生教育機関として進化を続けていく。

2 各事業計画

(1) 教学改革及び教学運営体制の整備

ア コロナ感染防止対策として、昨年度に引き続き対面授業で実施できない授業内容を遠隔授業で補充していく。日本語学校は、1クラス当たりの人数を制限した対面授業主体の教育要領を具体化するとともに登校日の設定や宿題付与を効果的に取り入れていくとともに逐次遠隔授業の移行を準備する。

また、居住環境にインターネット環境が構築できない者への対策を講じ、一部学生への対面授業や教室の開放により遠隔授業を補充するとともに出席率が低下する学生は学校での授業を推奨し出席率の維持向上を図る。

イ 各種システムの導入

WSDBの本格的な運用、各教室へのカメラ設置及び職員室での集中管理、各施設へのWi-fi環境の整備、コロナ感染症対策の顔認証検温システム、遠隔施設の警備カメラの集中監視など、その環境は、充実してきた。しかしながら、施設全体（学生寮を含む。）のWi-fi化及び将来性を考慮した入出管理システムの導入についての検討は進んでおらず、再度検討を進めて導入化を進める。

ウ ZOOM教育の充実

コロナ感染症の流行拡大や学園内でのクラスターが発生した場合、遠隔授業等により継続して教育を行わなければ、サービスの低下や長期化すれば教育目標の達成へ大きく影響を及ぼすこととなる。この

ため、遠隔授業に必要な環境を逐次整備してきたが、語学教育における遠隔授業の制限、学生側の Wi-fi 環境の問題など、まだまだ改善する要素が多く、教員用のカメラ搭載のパソコンへの更新、シラバスやカリキュラムの更新など、遠隔授業の充実に向けた事業を推進させる。

(2) 教育関連実施計画

ア 日本語教育要領の充実

(ア) 日本語能力試験合格率の向上

日本語教育機関の告示基準により 2021 年度より CEFR A2 以上相当レベルの取得が日本語学校の最終的な教育目標として示され、取得率が 7 割を満たさない場合には改善方を講じて報告することになった。

この基準を満たすべく、日本語能力試験の資格獲得の向上を目指す。

- ① 日本語教育の授業と日本語能力試験の対策授業を連携させ、傾向分析と対策により合格率の向上を図る。
- ② 学生の受験レベルは学校側が判断し、段階的な上位級の取得方針による適性レベルでの受験により合格率を向上させる。
- ③ 不合格者に対しては、不得意科目の分析を行い、個別指導により不得意科目を克服して合格率の向上につなげるとともに、JLPT 以外の日本語能力試験資格が付与できる試験を受験させる。

(イ) 日本伝統文化教育（漢字教育含む）の充実

日本語教育機関では、日本語教育の充実はもちろんの事、その国の伝統文化やルール・マナーを含めた関連授業により、その知識を付与して日本での生活の中で実践させることが求められている。

このため、日本伝統文化教育を充実させるとともに、日本の文化について意識付けさせる。

イ 専門学校での充実向上

(ア) 職業実践専門課程教育の充実

2021 年 3 月職業実践専門課程の認可を受け、本年度 2 年目を迎え、「職上実践専門課程の教育の充実」が求められる。

(イ) 特定技能への対応

就職に伴う新たな外国人受け入れ制度として新設された在留資格「特定技能」に対応するため、専門学校に特定技能の試験対策講座の開設や特定技能受験コースの新設を検討する。

この際、学園グループ企業が登録支援機関として、外国人材を受け入れる企業（特定技能所属機関）に代わり、募集活動及び入国・就労支援が実施でき、学生支援課と連携しつつ特定技能への対応を強化する。

(ウ) 3 種類の資格の取得

就職率向上対策として、卒業時に全員が 3 つ以上の資格を取得できるように引き続き目標を設定する。留学生の共通科目としての日本語能力の検定及び職業実践専門課程として、学科の特性に応じた資格の取得を目指す。更に、就職先の拡大とあらゆる業種への就職機会を確保するため、特定技能の試験合格を目標とする。

ウ 学生へのサービスの向上

(ア) 教育の魅力化

専門学校の教育も日々進化させ、新たな教育技法や教材を導入して、魅力ある授業を目指す必要がある。

この際、ロボット、3Dプリンター、ドローンを教育教材として活用して教育内容に逐次吻合させるとともに ICT や先端技術を教育へ反映する。

(イ) 就職率・進学率の向上

- ① 学生の就職意欲を喚起するだけでなく、企業が求める人材、特に必要な知識や能力を関連授業で教育して、学生へ徹底する。

② 就職率向上施策

- ① 就職希望の学生については、アンケート調査や個人面談により個人情報データベース化し、外国人留学生の募集を求める企業とのマッチング資料や連携強化に活用する。
- ② ファインプロデュースや企業の人事担当者にコロナ対策を念頭においた就職説明会の開催を働きかけ、就活機会の増大を図る。
- ③ 就職担当者が就労ビザの申請手続き（在留資格変更許可申請届）を理解して、効率的に学生の就労ビザ取得をサポートする。この際、企業との密接な連携に留意してビザ取得率の向上を図る。
- ④ 部外で不定期に開催される企業面接会や合同企業説明会に多くの就職希望者が参加できるように、学生支援課（就職担当）・担任・教務課就職担当三者で連携して情報収集し学生へ情報提供を図る。この際、リモート面接会への対応やスカイプ等を活用した説明会への対応も支援する。
- ⑤ 就職内定者及び就労ビザ取得者を掲示し、学生たちへのモチベーションアップにつなげる。

(3) 国際貢献（連携）

ア 国際貢献活動（交流事業）

(ア) ボランティア活動の再構築

コロナ感染症の影響で中止されていた「博多どんたく」「高木フェスタ」、「大橋まつり」、「ふくこいアジア祭り」などのイベントへの参加を再構築して、学生主体のボランティア活動の奨励を図り、授業においてボランティア精神の醸成を推し進める。

那珂川河川敷の改修工事に伴い、高木寮周辺地域の美化運動を寮生主体に行わせ、ボランティア活動の活性化を図る。また、博多駅で毎月早朝に行われている清掃活動に積極的な参加を通して、職員・学生のボランティア意識の向上を図る。

(イ) 活動内容の部外公開の推進

学園の貢献活動や地方自治体等、活動に参画したものを積極的に部外へ公開して、学園の価値向上に努める。そのために、学園ホームページのブログ及び学園報「道」等を活用すると共に、新聞やテレビ等のメディアへの取材要請や、新聞や雑誌への広告記事掲載に努める。

また、今までできていなかった Facebook を活用した情報発信を具体化して取り組んでいく。

イ 地域貢献活動

留学生と社会の多文化共生のため、地域貢献活動に積極的に取り組んできたが、ここ数年はコロナ感染症の影響により事業の中止等の影響を受けた。今年度はコロナ感染症の終息に合わせて周辺自治体との協力関係の維持や行事へ参加を促していく。

(ア) 周辺自治体等との協力

学校が所在する地方自治体や、シリウス会館や高木寮所在地の地域自治会との友好関係を図るため継続して連携する。このため、自治会とは、密に連絡をとり、積極的に自治会のイベント等に参画するとともに、宮竹中学との国際交流イベントや小学校への出前授業については、地域の方々との国際交流の重視事業として、学園や在留外国人を理解してもらい機会として活用する。

(イ) 地域イベントへの参加

留学生が地域のイベントに参加する機会は、「国際交流広場～インターナショナルスクエア in 大橋」や日佐地区・高木地区のお祭りに限定されるが、これらのイベントに留学生の母国料理の出品やステージイベント出演などで、母国の紹介や地域の方とのふれあう機会を助長させて、地域との共存を図っていく。

(4) 学生生活指導・支援

ア 学生指導

(ア) 所在不明者等の絶無

日本語学校における非適正校の指定は、交付率の低下にとどまらず、あらゆる面で学校運営に影響

を及ぼしかねない。

このため、2年連続の非適正校としての取り扱い、コロナ禍の影響も受け学校の存続や経営に重大な影響を及ぼすことになる。

(イ) 重点指導（資格外活動違反・出席率の向上）

昨年度は、在校生数の減少から除籍者や退学者の総数は減少したが、人権侵害問題が発覚するなど学生指導の在り方や人権侵害に対する意識改革が求められた。更に今年度は日本語学校において「非適正校」としての管理となり、適正校への管理に向け所在不明者や資格外活動違反者を出さないよう重点的に学生指導を行わなければならない。

① 要注意学生指導（重大犯罪の防止）

生活指導において繰り返し指導を受けたり、目標（出席率）に届かなかった学生に対しては、素直に聞き入れない、成績に影響するなど認めたくないとの意識が高く、指導の結果アルバイトへの影響など不利益を被ることに強く拒否反応を示す場合が多い。この場合は、逃げ道が閉ざされ重大犯罪になったり、所在不明になる可能性が高いため、本人の性格や事案の要因を究明して、問題を解消させることを心がけ、必要に応じて母国の両親や経費支弁者への通報も有効に活用し不良学生の心に訴える指導を行う。

この際、卒業後の進学時の学校推薦や就職指導は実施（支援）しないことを徹底して、学園としての不良者への厳格な指導方針の伝達・実行により、未然防止（抑止）を図る。

② 資格外活動指導（オーバーワーク・学園への届出違反・就労状況指導）

① 出入国在留管理庁の指導がより厳しさを増していることから、あらゆる情報を活用して資格外活動違反者の摘発を徹底的に行う。

- ・ 在留期間更新許可申請時のアルバイト関連情報を入国時点から詳細に把握
- ・ 毎月企業と連携して在籍情報等を確認し資料活用する
- ・ 定期的な点検を行い、あらゆる角度から資格外活動違反者情報を取得して、違反者の撲滅を図る。この際、不審な金の動き（不特定多数との数万円以上の金のやり取り）などがあったら事情聴取し、口座貸しや転売ビジネス等の早期発見・是正に努める。

また、昨年度から税金督促や差し押さえによる在留期間の減少など、新たな入管の施策が取り入れられている。

- ・ 定期的な課税証明書等の公的資料の提出を求め、違反が疑われる学生には個別指導を行う。

② 資格外活動違反者への指導

- ・ 資格外活動違反が判明した場合は、学生支援課又は学生指導課による学生面談で事実関係を明らかにし速やかに学長等へ報告し、次の朝の幹部朝礼で報告し、学園として情報の共有を図る。
- ・ 1社の企業でオーバーワークしていた場合は、学生支援課から各企業へ情報提供により事実関係を確認し、退職勧告を行う。

学生が企業を騙してダブルワークしていた場合は、学生支援課から関係企業に対して謝罪及び他の留学生へ企業として注意観察されることをアドバイスするとともに、留学生と新たに契約する時は学園へ照会すること、定期的に就労状況を通報していただくこと、学園から色々な情報を発信させていただくことなどの理解・協力を促し、特異性や悪質な場合などは、全ての企業に情報提供する。

- ・ 事象に応じて、事後の処置や学生指導を画一化して迅速に対応するように指導する。
関連の企業名を伝えて、再発防止や類似事案を未然防止する指導要領を指示する。

③ 資格外活動違反の撲滅手段の強化

- ・ 毎月企業からの在籍情報等を確認し、WSDBとの照合を図り、最新の状態に修正して、オーバーワーク発見のための管理体制を確立する。

この際、就労企業の労力を考慮して、電子化したファイルをメールでやり取りし、効率化を

図る等、企業担当者と人間関係を含めて連携を強化する必要がある。

③ 出席率指導

- ① それぞれの指導目標（西日本:95%以上、貢献:95%以上）に基づいて、指導を実施する。また、出席率の指導は、段階的に行い低下兆候や心情の変化をとらえた指導に心がけ、担任指導→（学生指導課指導）→教務主任（課長）指導→学院長（学長）指導→役員指導の一例により是正を図る。また、出席率を向上させるためには、兆候の早期発見と早期指導の厳守が重要であり担任及び指導課の教員との連携が必要とされる。
- ② 出席率は、あらゆる指導に対するサインと受け止め、各月別に出席率を把握して、不良学生に対しては、段階的に指導する。出席率の指導は、罰点指導と併用して行い低下兆候や心情の変化をとらえた指導に心がけ、各種指導により是正を図る。

(ウ) 適切な指導（その場指導・教室巡回指導・兆候の早期発見・早期指導）

① 学習指導（教科書・居眠り）

学習指導は、その場指導を基本とし必ず指導記録に残す。不良者にはペナルティを付与し、改善活動により体得させ、是正を図る。

この際、WSDBに学生の指導記録を入力しデータとして管理する。

② 在籍指導（居住地・連絡手段・資格外活動・交友関係）

留学生の生活指導上、重視すべき事項はヶ月に一回必ず在籍情報を確認することである。特に、居住先については、公共料金の請求書等、証明できる郵便物を提出させ確認する。連絡手段は、遅刻・欠席の指導のほか、学校からの緊急連絡として変更時の報告義務を理解させ、居住場所は留学生の報告義務で変更後2週間以内の報告（義務）を厳守させる。

③ 具体的な指導要領

- ・ 罰点制度指導：生活指導罰点と出席率罰点のマニュアルに基づき実施

この際、罰点制度は学生を処罰するためのものではなく、大きな事件・事故につながらないように指導するよう職員全員に認識させる。また、奉仕活動や強制自習と組み合わせて経過観察しつつ反省度を確認するとともに再発防止を考慮して、誓約書や反省文を必ず記入させる。

- ・ 無断欠席・遅刻指導

ルール遵守の重要項目として、無断欠席及び無断遅刻を撲滅する。対象者は一定期間授業に参加させず、自習をさせ反省を促す。遅刻指導は、5分前精神や時間管理の重要性を強調する。

- ・ 賃貸アパート生活指導（騒音・ゴミ出し・駐輪・家賃・公共料金）

学園への学生に関する苦情は、一般の賃貸アパートでの生活関連、特に深夜の騒音やゴミ出しルールの不履行、駐輪違反などが顕著に多い。このため、全体的な生活指導のほか、個別具体的な指導を行う。

- ・ 寮生活指導

寮規則及び寮の生活マニュアルに基づき寮監（おとうさん・あかあさん）主体に指導を実施させる。また、外部の借上げ寮を確保した場合は、寮担当を指定して、巡回及び定期的な面談により外部寮生の指導を行う。

この際、寮監の日報に必要事項を記入させ情報の共有を図り、寮が抱えている懸案事項等を定期的に報告してもらい、学生指導に関する連携を強化する。

寮監が持て余す不良在寮生については、学生指導課が指導を行うなど、寮監の生活指導を補完する。

(エ) 巡回指導

① 駐輪指導（登下校指導：挨拶運動）

学園統制の駐輪指導に全職員で参画して、登下校時の交通事故防止や学校周辺での交通マナーの向上を図る。また、挨拶運動の実施により日本の伝統文化やコミュニケーション力の向上を図る。

② 授業巡回

各クラスに設置したカメラを有効に活用しつつ、学生指導部員が主体で教室の授業巡回を行う。
また、ある教員に特異な居眠り傾向がある場合は教務主任等へ通報する。
さらに、試験などでの不正対策もカメラを活用し徹底的に取り締まる。

③ 休憩時間巡回（禁煙指導）

2018年1月9日より敷地内禁煙となっており、タバコ・ライター持込み禁止の教育を徹底する。
このため、禁煙指導としては施設外の道路上も対象に禁煙指導を実施する。この際、喫煙者の学生証を確認して未成年者の喫煙については厳重に処罰する。また、寮生が寮内で喫煙した、または明らかに室内での喫煙の兆候が顕著になった場合は、速やかに寮監からの通報により指導課員による禁煙指導につなげる。

イ 就職支援・資格外活動支援

(ア) 協力企業との連携強化

留学生にとっての資格外活動は日本語の教育を補完すると同時に、日本での生活を充実したものに
するもので、学生にとっても非常に関心の高い事項である。

協力企業にはその趣旨を理解してもらい、また連携を強化して、求人票の獲得数の向上、就職内定
数の向上、就職説明会への参画を働きかける。

また、毎月の企業在籍確認とクラスの就業確認聞き取りの両輪で資格外活動状況を把握する。

(イ) 就職率の向上

① 就労資格への在留資格変更許可申請（就労ビザへの変更）にあたって、十分に内容を確認し、本
人申請と採用企業からの申請には一貫性が重要である。

② 学生に対する就職率向上のための徹底すべき事項

- ① 国民健康保険料の滞納をしない。（納税義務を果たす。）
- ② 公共料金の滞納をしない。
- ③ オーバーワークをしない。特に卒業直前の時期のオーバーワークは致命的である。
- ④ 従前以上に出席率の向上に努める。
- ⑤ 日本語能力試験及び日本留学試験等を受験して、日本語能力に係る資格の取得に努める。
- ⑥ 在校中の就職活動に積極的に参画する。（特定活動の学校推薦状の条件）

③ 職員に対する就職率向上のための指導すべき事項

- ① 学校の進路指導担当、各担任及び学生支援課（就職担当）・ファインプロデュースによる学生
個々の進路の早期把握及び継続的な指導
- ② 学校の進路指導担当、各担任及び学生支援課（就職担当）・ファインプロデュースによるシラバ
スと雇用理由書の関連性などに関する知識の修得及び学生個々の特性に応じた指導
- ③ 出席率の重要性及び出席率低下者への改善・向上指導
- ④ 学生の就職先を前提とした協力企業の新規開拓及び協力企業会の再構築
- ⑤ 入管法、特に就労ビザや特定活動ビザに関する知識の向上

(ウ) コロナ禍での企業説明会・企業相談会の開催

コロナ感染症は、就職活動にも制限受け、内定取り消しや合同企業説明会の開催延期など、就職活
動に大きな影響を及ぼすこととなる。また、飲食業やホテル宿泊業などは、その影響を大きく受けた
業種であり、コロナ感染症の影響を受けず、逆に業績が上向いた企業などへの就職活動を重視する。

更に、特定技能による就職先の企業開拓にも留意する。

(エ) SNSを活用した就職活動

募集活動同様にコロナ禍においては、対面での就職活動や面接などに制限を受け、逆にSNSを使
用した遠隔等による企業説明会や企業面接が常態化してくる。このため、SNSを使用した各種就職
活動に柔軟に対応する必要がある。

このため、就職情報サイトへのエントリー、各企業の就職情報の入手、エントリーシートや企業求

人への履歴書のデータ送信、遠隔面接などの特性に応じた就職指導が必要であり、必要によりキャリアデザインや企業研究・就職対策の正規授業を含めて能力アップを図っていく。

3 各学校の概要（2022年度教育計画）

(1) 専門学校 国際貢献専門大学校

ア 育成するグローバル人材

学校が育成するグローバル人材は次の5項目を兼ね備えた人材が国際貢献に寄与できるものとする。

- ① 優れた語学力・コミュニケーション能力
- ② 高度な専門知識
- ③ 多様な価値観
- ④ 思いやりの心
- ⑤ 異文化に対する理解と国境を越えた行動力

イ 職業実践専門課程認可

国際貢献専門大学校は2021年度に職業実践専門課程の認可を取得した。このため、企業と更なる連携によりカリキュラムの充実を図り、実践的な教育により、学生に高い専門スキルを習得させる。

職業実践専門課程の特性を生かし、就職の内定獲得にもつながっていくように重視していく。

ウ 複数の資格取得の推進

2021年度は日本語能力試験未受験者に対して、J-TESTの受講、情報処理技能検定の受講、TOEICの受講など複数の資格取得を推進してきた。資格を取得することは社会一般では評価され、それは就職でも有利に働く項目になってくる。

2022度は全員が3種資格を取得できるよう、これまで以上に資格の取得を推進する。

エ 就職活動の充実

コロナ禍での企業説明会等の開催を推進させ、今までやっていた合同での企業説明会からコロナ感染予防対策を実施した特定企業による個別説明会や相談会の開催を企業に働きかけたい。この際、学校施設の有効活用により企業側にも便宜供与を図り、多くの参加企業へ働きかけを実施する。

また、特定技能での就労可能な企業や個人事業主の開拓を重視して、特定技能による就職説明会を開催し就職内定率の向上につなげる。

オ 進学・就職指導の充実

- (ア) 進路指導の授業を実施し、年間を通じて、就職・進学に対し学生に意識を付与し、学生の動向を把握する。
- (イ) 学生支援課及びブライプロデュースと相互連携し、1年次からの早期就職活動を支援する。
- (ウ) 定期的かつ縦断的な進路調査を行い、学生一人ひとりの進路希望を把握し、他学校に先んじて履歴書及び願書を作成させ、学生の目標達成に寄与する。
- (エ) 学生指導課と情報共有を行いながら、規則正しい生活習慣の徹底を図る。
- (オ) 学生に対し、早期にアルバイト先企業へ新卒採用情報の収集をするよう促す。
- (カ) 特定技能での採用希望の企業も増えてきており、各業種の特定技能の試験日程を早期に把握し、学生に告知し、受験を促す。

(2) 日本語学校 西日本国際教育学院

ア 教育分析

- (ア) 昨年度も毎月のマンスリーテストを実施した。定期的に短いスパンで試験を実施することによって、教師・学生ともに学習の理解度を確認しやすくなった。

また、学習の理解度をフィードバックすることで、学生の学習意欲やマンスリー試験に向けて取り組む意識が向上したこともマンスリー試験による成果と言える。

このため、本年度も継続して実施する。

(イ) 2021年度の日本語能力検定の取得者数は104名、2回受検した結果の取得率は89.6%であった。
コロナ感染症の影響で対面授業に制限があり、時差授業や登校日の設定で感染予防を講じたため感染者の減少には繋がったが、その分取得者数は前年度と比較すると111名の減少となった。
2021年度からCEFR A2レベルの資格取得者の公表が義務づけられており、学校の格付けが行われる。卒業までに必ずN4に合格するように継続して受験対策を実施する。

(ウ) 日本語能力試験や日本留学試験など外部試験対策の教材を共用し、効果的な学習を目指す。希望者に対しては、日本語能力試験や日本留学試験の総合科目の試験対策授業の充実を図る。

イ 教員の授業評価による教育の質の向上

昨年度、初めて教員の授業評価を行った。評価の目的や教員の好き嫌いで評価するなど、問題点も浮き彫りとなったが、学生へのサービス向上と教員の更なるスキルアップ、教育内容の充実を目的として、教員の授業評価を更に進化させていく。

ウ 出席率の低下等による兆候の早期発見と適切な指導

所在不明者が発覚したり、重大事案が発生する前には、その兆候や小さな事案が多発するなど、学生や教職員の気の緩みが影響するとともに、学校全体の雰囲気もその行為を抑止するといわれている。

このため、内容が軽微なうちに改善を図り、小さな兆候を見逃さない、指導時にはしっかり悪いことだと認識させ、言い訳で終わらせないようにする。

また、出席率、授業中の居眠り、服装・容姿、教職員への態度の急変などがその兆候として表れることから、担任の先生の観察力や心情の把握が重要となる。

エ 入学及び入国直後のオリエンテーションの充実

出席率の重要性や資格外活動に関する教育を入学当初に徹底して行い、早期より健全な学生生活を送らせる基盤を付与する。

このため、優良企業へのアルバイトに限定したり、学校紹介以外の企業や先輩から紹介されるアルバイトは必ず申告させ、不良企業（資格外活動違反が顕著）でのアルバイトを禁止するなど、ダブルワークやオーバーワークとなる要因を排除する。

オ 在籍管理の厳格化

不良留学生に共通することは、在籍管理上に特徴があり、ビザ更新において在籍管理に必要な資料の提出を拒んだり、その資料の中にその兆候と見られるものが確認されることが多い。

このため、重大事案の発生防止と資格外活動違反者の撲滅に関する学生指導を強化し、その方策として在籍管理を引き続き厳格に実施する。

在籍管理は、資格外活動の把握・指導により違反者の特定率を向上させ、違反者を発見し継続的にチェック・指導を行う。更に企業との連携を強化して各種情報を入手して資格外活動に関する指導の資料とする。

また、生活実態を把握し、無駄遣いを止めさせるために、居住費用、交友関係、贅沢品・嗜好品の購入を明らかにして金銭管理・指導によりその改善を図る。

カ コロナ禍の適切な入国対策の実施

2022年3月より逐次入国制限が解除されているが、本格的に解除された場合一斉に入国手続きが行われ、多くの学生が入国することが予測される。そのため、待機期間の設定による適切な管理、健康観察指導や外部借り上げ寮、シリウス会館及び高木寮での管理や運用要領を適切に行い、混乱を回避しなければならない。

そのためには、必要により学園主導で入国調整を行い、待機期間や入寮などの業務がスムーズに行えるように、現地スタッフやエージェントを通じて入国予定者との連携を図る必要がある。この際、コロナ感染症の再拡大で入国制限が厳しくなることも予想されるため、柔軟な調整が求められる。

4 運営基盤

(1) 感染防止対策の継続

ア 感染症対策の継続

コロナ感染症対策は、個人の感染予防が主体で、学園や学校としては感染者が発生した場合のまん延防止や健康観察・隔離支援により感染者の拡大防止を図っている。

このため、個人への感染予防の徹底を図りつつ、引き続き感染者ゼロを追求する。

また、3年目に入りコロナ感染症の感染経路の特定が難しく、感染力の高い変異体による感染拡大など、新たな特性が明らかになってきた。人との接触機会を削減し、濃厚接触者の定義にみられる感染防止対策なしの会話を避けることや3密状態を作り出さないように心掛けるしかなく、いかに決められた感染防止対策をしっかりと行い、それをいかに学生へ徹底できるかが問われている。このため、新入生への教育及びその徹底を重視して、継続的に学生へ言い続けることが肝要である。

イ コロナ対策本部の継続・充実

2020年4月よりコロナ感染症対策会議を開き、対策本部を設置して組織的な感染防止を図ってきたが、本年度も引き続きコロナ対策本部を主体に、物心両面の準備を推進させるとともに、緊急連絡網を活用した情報共有による対策の徹底や不測事態発生時の対応を迅速・的確に実施していく。

ウ 事業継続計画（BCP）の充実

BCPは、多くの企業が策定しているなか、学校においてもその策定が強く求められております。それは学校が、学生が学ぶ場所だけでなく地域社会における知的・文化的拠点、地域活性化のためには重要な位置にあるからで、本校は、国際貢献・地域貢献の架け橋的な側面もあります。

学校におけるBCPの策定は、豪雨・洪水・地震など異常な自然現象による被害、大規模な火災・交通事故・爆発事故などの人為的災害が起こった場合に、教職員・スタッフも学生も安心できる教育機関として、関わる人々全員の安全を確保するための対応が求められます。

- 学生の安全確保と地域との連携・協力が重要な業務
- 災害が発生する前に、平常時にも消防・警察・町内会などと連絡を取り合って防災活動を行うこと
- 非常時でも学生がすぐ対応できるように避難訓練や消火活動を行ったりすること
- 災害時には危機管理本部を設置して、素早く関係各所に指示を出せるような体制を整えること
- 学生や教職員の安否確認・安全確保のために方策や避難方法だけでなく、負傷者の救出・運搬方法や帰宅が困難になった学生の食料・飲料水の確保の方法なども整えること
- 日本語が不自由な留学生への対処方法や非常時の連絡先の取り決めなどを明確にすること
- 災害時でも教育を継続できるように、授業時間の確保や単位の認定、推薦書や各種証明書を発行する方法を定めておくこと
- 学校のホームページなどを活用して伝言板代わりに使用したり、入学式や卒業式などの行事を行えるようにしておくこと

(2) 募集・広報

ア 国際募集業務の抜本的改善

(ア) コロナ禍の特性に応じた募集要領の改善

コロナ感染症の発生から2年が経過するが、その影響で海外からの留学生の受け入れに大きな影響を及ぼしている。このため、本年度もコロナ禍での効果的な募集要領を検討・改善するとともに、本格的に入国制限が解禁となった以降に入国者が集中し混乱しないように、入国統制を主導的に行う必要がある。

(イ) 募集要領の改善

コロナ感染症の感染拡大に伴い、政府の水際対策の強化で入国が制限されたり、現地スタッフの外出制限により、募集対象国内での募集活動に影響を受け、適切な学校説明会や面談・面接試験が実施できず、募集成果に影響を及ぼすことが考えられる。

このため、昨年度の募集成果を反映して効果的な募集手段の活用や外国人スタッフの長期出張など、引き続き各種方策により安定的な留学生の確保を図る。

また、4月生の発表延期などから、学院に対する誤った情報が拡散してエージェントからの問い合わせに対応しているが、来年度以降の募集に影響を及ぼさず信頼関係を損なわないように真摯に説明を行っていく。

(ウ) SNS対策（効果的な募集メディアの選択）

コロナ禍により海外における募集活動に制限を受けていたが、一斉に日本語学校への入学や日本への留学を検討・希望している多くの外国人が動き出すことになる。効果的な募集広報を行うためには、事前に対象国の特性に応じた募集メディアを選択し幅広く情報を発信して、従来の現地での訪問広報効果を高めることが必要である。また、必要に応じて国内から遠隔説明会による募集活動やエージェントとのZOOM面談により新たな仲介業者の開拓を行う。

(エ) 交付率低下への対策

非適正校として取り扱われることは、在留資格認定証明書発行申請の不許可率が高くなる傾向にある。これは、これまで提出を省略されていた項目も申請書類に含まれ、証明資料の内容も変更されるなど厳しく審査されることになるためである。

このため、許可率を上げるための対策を強化する必要があると、申請者数の増加、優良外国人の発掘等を行って、交付率向上の具体化を図る。

留学生の質が向上すれば、日本語能力も向上し、進学率や就職率の向上にもつながっていく。

(オ) 申請要領変更への対応

在留資格認定証明書の発行に向けた申請に対して、申請要領の変更に伴う認識を統一するとともに、海外の事務所員やエージェントへも変更内容の通知し、証明資料の内容の信頼性を高め、専門学校及び日本語学校の学生定員の確保を目指す。

イ 募集広報

(ア) 海外募集計画

① 昨年度はコロナ感染症の影響で、海外での現地募集にかなり制限を受けた。今年度はSNS主体の営業と旧来のトップセールスによる訪問広報による出張営業ができるように準備する。

② 募集計画に反映する事項

- ① それぞれの国の募集環境に合わせた募集方法の具体化を図る。
- ② 不交付理由の分析と分析要因からの対策資料の作成、仲介業者と情報共有をする。
- ③ 説明会での一貫教育の強みを生かした当校の紹介や募集活動を実施する。

(イ) 海外現地募集要領の見直し

技能実習制度の変更や新たな在留資格「特定技能」の新設などで日本への留学機運が高まり、現地の日本語学校が急増している。競合他者との競争も厳しくなっているなか、コロナ感染症の影響で現地の日々変化する状況が把握できておらず、優秀な人材を安定的に確保できなくなる状況ある。

速やかに、現行の体制を見直して国外での募集体制を強化する。

(ウ) 国内募集における日本人学生確保要領の再構築

ここ数年、日本人の入学生は皆無であった。しかしながら、コロナ感染症の影響で日本語学校の卒業生が激減したため、日本人対象の募集を強化するより、留学生に対する募集を重視することとした。

今年度は、日本人対象の学科の新設など、再度日本人への募集体制を充実させる。

ウ 一般広報

(ア) メディア戦略

パンフレット、ホームページ、雑誌（財界九州、ふくおか経済等）、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを効果的かつ有効に利用して、学園の魅力アップのため宣伝・広報に努める。費用対効果を意識した広報活動に取り組む。

また、日本で発信したメディア戦略を海外への募集材料として活用し、翻訳等を行って、仲介業者等へ情報発信する。

(イ) ホームページ

2019年にホームページの運営を外部業者委託から学園管理に変更した。これによりタイムリーな情報発信ができるようになる。このため表紙の変更も含めた全体的なホームページの充実を図る。

また、動画を活用した海外への多言語での情報発信に着意する。

(ウ) 宣伝・広告の強化（パンフレット含む）

既存のメディアを効果的かつ有効に利用して、学園の魅力アップのため宣伝・広報に努める。

(エ) 広報誌「道」の定期発行

学園報である「道」は、コロナ感染症の影響による事業の見直し、行事の中止により内容の充実が図れないため計画的な発行ができない状況にあったが、今年度から発行計画に基づいた取材により現状を復帰する。

作成に関しては、各部署からなる編集委員会を設置し、記事の特性に応じた割振りを各部門に行い、記事として相応しい内容を編集し、所属長の確認・承認後に納期厳守で作成する。

(オ) SNS対策（不利な情報の排除）

① 現地仲介業者や留学希望者が日本語教育機関に対する情報を輕易にチェック閲覧できる環境になり、有為な情報は積極的に発信するとともに、不利な情報は努めて発信されないように情報を統制する必要がある。

② 人権侵害等の学生指導動画が拡散し、地方紙への掲載、全国向けの3流週刊誌やSNSのジャーナリスト連載記事に学園の不名誉な記事内容が掲載され、信用の失墜や学園の校務運営に多大の影響を受けた。

事の発端は、人権侵害行為もさることながら、職員が学生にその行為を動画に撮らせていたことが、情報拡散の要因である。学生指導中に関わらず、学校内での動画の撮影は、許可なく行ってはならないことが、教職員を含めて徹底できていなかった。

しかしながら、この教訓を生かして、SNSの便利さとともに使用法を誤れば取り返しのつかないことになることを、学生を含めて学校全体に周知する。

③ 学生や教職員へ徹底すべき遵守事項

- ① 不利益な情報発信が自己の就職等へ及ぼす影響を周知する。
- ② 不利益な情報とは、どのようなものかを教育・徹底する。
- ③ 授業中の携帯電話の預かりを徹底する。
- ④ 学内において、無許可での写真撮影や動画撮影を禁止する。
- ⑤ 動画サイト等へ学校に関する情報を公開する場合は、事前に学長の許可を受ける。
- ⑥ 動画サイトへ投稿した場合、記事の削除及び自己投稿サイトを閉鎖させる。
- ⑦ 違反者への罰則規定を確立する。

④ 海外情報発信強化施策

- ① ホームページの更新（海外向けにPR動画の充実と多言語への対応。）
- ② SNSを活用したブログやFacebook投稿サイトの開設
- ③ 在校生を通じた海外への好意的な情報発信を奨励
- ④ 母国の両親や経費支弁者へ定期的な情報発信により、教育の再開や学生の就学状況などにより、不名誉な汚名を返上し、不安感を排除する。
- ⑤ 仲介業者への学校の近況や在校生の情報提供

(2) 総務・人事

ア 総務

(ア) 教職員個々の意識改革

① 服務の基本原則の理解・遵守

- ① 基本的人権の享有と永久の権利や個人の尊重（人格の尊重：お互いの立場を認め合う）について

て再認識し、自己業務へ反映させる。

- ② 法の下での平等及び差別の禁止（公正・公平の精神、公私の別）の精神を再認識し、特に外国人（人種）に対する差別をしない。但し、教育において外国人差別を意識しすぎて消極的な指導にならないように、日本人と同様の指導を心掛ける。
- ③ 法令を遵守（自己のおかれている立場の理解：信頼を何よりも大切にしなければならない職業）し、教職員としての模範を示す。一旦教職員が学生からの信頼を失ったら、教壇に立つことは許されないという強い倫理観が必要とされる職種であることを認識し、有言実行、率先垂範で教育を行う。
- ④ 学生等に対する暴力行為を禁止する。学園において暴力とは、他者の身体や所有物などに対する物理的な破壊力のほか、心理的虐待やモラルハラスメントなどの精神的な暴力や言葉の暴力も含めて包括的に取り扱う。

② コンプライアンス意識の醸成

管理職が自らの言動をもって範を示すとともに、教職員ひとりひとりが自らの責任において倫理観の高揚につとめ、組織としてコンプライアンス意識の醸成に努める。

このため、以下の内容を重視して取り組む。

① 管理者に求められる事項

- 日常における危機意識の喚起
- 時宜を捉えた指導
- 個々の教職員に応じた指導・助言
- 学園業務別管理者及び校務分掌担当者一覧表に基づく処理体制の点検・改善

② 教職員全体に求められる事項

- 教職員の不祥事防止に関する反復・継続した学園計画の研修への参加
- 地域・社会との積極的な交流機会を活用した意識の向上及び実践陶冶
- 職場全体での意識の醸成（全体朝礼及び幹部朝礼時に意識醸成の機会教育の実施）輪番制による担任

③ 教育をあずかる者としての基本的な心構え

教職員の活動は学生の人格形成に大きな影響を及ぼすものであり、強い使命感と高い倫理観が求められる。

すべての教職員はこのことを深く認識し、不祥事防止を自らの問題と受け止め、自らの行動を律しなければならない。このため以下の事項を重視して自己修養に努める。

- ① 学生は先生を手本として成長、絶えず自らの姿勢を貫かなければならない。
- ② 学生の人権について、細心の注意を払わなければならない。
- ③ 私的な行動においても、自らを厳しく律しなければならない。
- ④ 学生や地域等からの訴えは、真摯に受け止め、適切な対応に努めなければならない。
- ⑤ 学園職員の一人として、豊かな社会性や対人関係能力を身に付けなければならない。
- ⑥ 教育を託された、その職責の重さを自覚し、資質の向上に努めなければならない。

④ ハラスメントの禁止

学園における目標達成に向けて、教職員のひとりひとりの能力を最大限に発揮するため、共に働く仲間を尊重し、働きやすい職場環境を作り上げていくことが必要である。ハラスメントの主な原因は、相手の人格を尊重するという気持ちの欠如であり、職場の仲間をお互いに尊重し、気持ちを理解することでハラスメントの発生を防止する。

また、最初はハラスメントに自覚がなくても、相手側が嫌がっていることがわかった場合には、直ちにその行為をやめ、繰り返さないようにしなければならない。ハラスメントをしている場面を目撃した際は、目を反らさず職員相互で注意する。

(イ) 風通しの良い職場環境

① 教職員間の協力体制の整備

教職員相互が、良きパートナーシップを築き、悩みや課題を共有し、問題点をチェックし合いながら、意欲をもって校務にあたるような職場環境づくりを進める。

このため、以下の事項を重視して体制を構築する。

② 管理者に求められる事項

- ① 声掛けの励行（部員・課員はもとより、新入職者や配置換え者、長期休業明けの職員など幅広く）
- ② 相談しやすい環境づくり（相談室の設置、相談機会の作為、産業医の紹介・活用）
- ③ 校務分掌の割り振り等への配慮（申し継ぎの内容、業務過多、個人の能力、経験などを考慮）
- ④ 中堅リーダーの育成（管理指導は7名が限界、自己を補佐する職員の育成により補完）
- ⑤ 組織としての目標の明確化（部門の年度目標、期・月の目標を付与して、全員で一丸となって達成）

③ 教職員全体に求められる事項

- ① 日常業務における組織的対応の徹底（常に協力し合って業務を行う。部門で脱落者を出さない）
- ② 校務分掌をこえた協力体制の整備（大きな行事や全体の行事は、学園・学校を挙げ、会議を重ねて実施）
- ③ 教職員間のコミュニケーションの促進（時宜に応じた部門ミーティングや教務会議等を実施して、コミュニケーションを促進する機会を作為）
- ④ 遵守事項
 - 職場で誹謗や中傷はしない。明るく楽しく業務に取り組む。
 - 日ごろからあいさつや声掛けを積極的に行い、明るく風通しの良い職場をつくる。
 - 報告・連絡・相談をはじめとするコミュニケーションを活発に行う。
 - 職場での問題点等は、早期に上司やコンプライアンス推進委員に報告・連絡・相談し、それでも改善が難しい場合は、学園相談窓口を活用する。
 - 問題の解決が大切（目的）であり、誰が相談したか、職場での犯人探しのような行為はしない。

④ 教育現場における体質の改善

体質改善が必要な組織は、雰囲気自体が幼稚でだらしく、決め事が守れなかったり、計画がいい加減になったり、なれ合いや同調が起こったりして、最終的には民主的ではないやり方が蔓延してくる。このため、教育現場でそのような体質にならないように予防策として以下の事項を取り入れていく。

- ① 古い体質の改善（職場文化の改善）、悪しき伝統の払拭
- ② 教職員の意見を通しやすくする仕組み（相談組織の確立、会議による決定、ボトムアップによる提案）
- ③ 会議が無駄にならない仕組み（時間・期間・会議資料・労力・人）：会議目的（決定すべき事項の確立）
- ④ 意見が分かれた場合の解決策を決めておく仕組み（司会進行、多数決の原理、次回への持ち越し）
- ⑤ 人づくり（定着率の増加、スキルアップ計画の確立、外部研修への参加）

⑤ 職場環境の改善

職場環境を改善するためには一人一人の心構えと取り組みが重要であり、以下の事項に留意して具体化を図りながら、職場環境の改善に取り組んで行く。

- ① 改善の心構え
 - 教職員が一丸となって、業務の効率化、重複業務の削減、平準化（職員の作業の均等化）、簡

素化などに取り組み、生産性の高い（職員の労働力を削減しても目標は達成する）働き方に変えていく。

- 時間外労働や休日出勤は、上司の指示により行う、事前に申請し承認をとる。
- 労働時間は正確に申請し、出勤簿の不正記入やタイムカードの不正打刻や虚偽申請、許可のない持ち帰り残業などは絶対にしない、部下や後輩にもさせない。
- 心身ともに健康であること。長時間労働を見直し、健康に配慮した働き方に変える。
- 教職員の健康と安全を第一に設備・器具の操作や取り扱いを適切に指導する。安全上の問題があれば、解決・改善を行い、労働災害の発生防止に努める。危険個所の表示・修理・修繕の早期実施
- 教職員の心と体の不調を未然に防ぎ、メンタルヘルスクアを推進する。定期的なメンタルチェックの実施と自己申告による集計と産業医への報告及びカウンセリングの活用
- 仕事にやりがいを、そして充実した生活ができるようにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指す。

② 職場環境改善の取り組み

- 現場の悩みを集める施策、定期的なアンケートやストレスチェックにより把握
- セクハラやパワハラを防止する制度の確立。安心できる職場の仕組みづくり。規定化・組織化
- 福利厚生、くつろぎ、欲求不満の解消、ストレス緩和
- 公正な人事評価、処遇の改善、昇給・昇進の透明性
- 離職率の低減、労働条件の改善、ハラスメント防止、社内雰囲気改善
- ストレスの低減、対人関係の改善、体調管理（不健康の防止）、十分な食事と睡眠
- 見えた課題（故障個所、機能不全箇所、不良個所、汚れ、破れ）を的確に改善、迅速な修理・修繕
- 業務の改善（ムダ・ムリ・ムラ）、効率化と合理化

(ウ) 規則・規定の整備

学園内の規則・規定は、十分に整備されていない。このため、学校法人として必要な規則類を検討して逐次規定に向けた準備を推進する。

(エ) 防火・防災（危機管理体制）

近年国内において、大きな災害が発生して多くの方が被災されることが続いている。

このため、行政機関からは防火意識及び防災意識の涵養が強く求められている。

学園において不測の事態が起きた時に迅速・的確にその初動を発揮するために、自衛消防組織の設置、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成など体制を確立する。

学園としては、消防法に基づいた防火管理体制を整備するとともに、地震災害に備えた防災体制を見直し、避難誘導や各種計画を整備する。

(オ) 車両の事故防止

車両別に管理者（正・副）を任命して責任の所在を明確化し、運行前の始業点検を徹底させ、不特定多数の職員が多数の車両を運転しない様にルール決めをして事故防止に努める。また、管理者が適切に運行管理を行うとともに、規定化されたアルコールチェックを逐次導入する。

不安全行為や車両事故の皆無を全員で誓い合って、不必要な支出を削減するとともに私有車両を含めた全職員の安全運転意識の高揚を図り、交通三悪はもとより交通ルール・マナーを厳守して、車両事故ゼロを推進させる。

(カ) 指定学生寮

① 学生指導及び寮監の管理のもと、寮内での規則を遵守させ、設備の美化維持に努めるとともに、機能維持（原状回復）のための修繕改修事業及び定期的な施設環境チェック、退寮時の清掃を実施して、施設環境を維持する。

- ② 入国制限が解け、入国調整を行うことにより、新1年生の入国遅延が発生することが予想される。そのために対応すべき事項を明らかにして前もって準備を行う必要がある。

4月生の入国は、努めて教育へ影響を及ぼさないように例年5月中旬までに入国させていた。今年度は、シリウス会館及び高木寮の収容人数を考慮して入国制限しつつ、在留資格認定証明書の有効期限である7月末までに入国させなければならない。

その影響で入国辞退者が出ないように、入国時期の変更調整は慎重に行う必要がある。

また、隔離期間の居住場所（一人部屋）と正式な居住場所（二人部屋）を総合的に考察して、スムーズな待機と入寮が行えるようにする。その待機期間を活用した補講やオリエンテーションにより、早期に授業が開始できるようにカリキュラムを変更する。

③ Wi-fi 環境の整備

入国前の教育や入国後の教育、コロナ感染症の対策など、教育施設及び寮内に Wi-Fi 環境の構築が必要不可欠な状況となってきた。

入国前教育においては、入国前に日本語能力の維持・向上を図るため、入国後は、入国遅延による補講や寮生活での母国との連絡手段を確保することが必要で、環境整備後は、接触防止のための隔離期間を有効活用した補講を行い授業開始に必要な日本語能力を維持させることが可能となる。

また、グループメール設定などで一斉に学生や入寮生に連絡が取れる環境も必ず整備することが求められる。

このため、学園内の Wi-fi 環境を整備し、寮内で必要な連絡・通報手段を確立するとともに、学院においてはコロナ感染症による遠隔授業や入国前教育等が実施できるよう早急に環境を整備する。

④ 借り上げ寮

2022年3月より逐次入国制限が解除され、シリウス会館及び高木寮を整備して最大収容人員を居住させる。しかしながら、700名を超える入国待ちの留学生が入国した場合の処置、学校指定寮以外の居住場所を学校の寮として借上げで確保するとともに、必要によりコロナ対策の待機期間の設定などにも活用できるように検討、準備する。

学生寮としての一般住宅を借上げた場合の、管理要領、寮監不在時の指導要領、寮費その他、光熱水料の徴取など、これまでやることがない手続きや管理運用の具体化を図る必要がある。

イ 人事

(ア) 働き方改革への対応

国策による働き方改革で、勤務時間管理の徹底や業務のやり方の見直しが見直しが示されている。学園においても、同一勤務場所に正規職員や契約職員、パート従業員が混在していることから、労働実態の把握や学校及び教職員が担う業務を明確にし、校務分掌の整理や役割分担を行って、教育の質を向上させ、教職員自らが生活の質を豊かにして人間性や創造性を高め、効果的な教育活動を行うことに寄与する。

(イ) 人事管理・労務管理の的確化

- ① 学園組織の変更や経年変化に対応して就業規則等の整備を実施する。

退職社員の手続きにおいて、就業規則の記述内容があいまいで誤解を与えたり、経年変化や組織改編などから、就業規則の変更が必要となった。このため、就業規則に接続した賃金規定や福利厚生、各種規則類の制定化もあわせて年間を通じて推進させる。

- ② 時間外労働やサービス残業が慣例化しないように、管理者が行う労働時間管理を徹底するとともに、毎週水曜日のノー残業デーの完全実施を定着させる。

(ウ) 教職員の質の向上

日本語教育においては、資格取得が厳命され、専門教育においても教育の魅力化が求められている。

このため、より多くの経験や幅広い知識を保有した教職員が必要かつレベルアップする必要があり、求人情報の条件を高くして質の高い講師を求めるとともに、在籍している教職員に対しては部外研修等により資質の向上を目指す。

また、能力性、教育コマ数及び各部門の業務実施の特性や時期的な煩雑周期に応じた教職員の人事評価制度の改善を推進して、適正評価によるやりがいと離職率の削減を図る。

(エ) 後継者の育成

日本語教員不足は学園の運営に大きな影響を及ぼし、学園で日本語教員の養成は図っていくが大卒の新卒社員の登用を重視して、日本語教員を養成している大学等へ早期に就活情報の提供や就職担当職員への面談、できれば担当教授との接触を図り、将来学園を支える優秀な生え抜き職員の育成を図りたい。

(3) 施設維持管理

ア 長期修繕計画

学園保有の施設の長期修繕計画を作成して、施設の長期安定使用に心がけ、施設の老朽化等で教育環境の不備や教育施設として使用できなくならないように着意する。

この際、①防火・防災、②安全・安心、③教育施設、④食堂・衛生、⑤外観美化、⑥その他の優先順で修繕を行う。また、教育施設は、認可機関の設置基準に準拠することを重視する。

イ 防火・防災態勢の確立

近年国内において、大きな災害が発生して多くの方が被災されることが続いている。

学園としては、引き続き消防法に基づいた防火管理体制を継続して実施するとともに地震災害に備えた防災体制を見直し、避難誘導や各種計画を整備する。

この際、昨年度実施した避難訓練の成果を本年度訓練に反映して、学生の防火・防災意識の向上及び体制を万全にする。

ウ 不良個所の早期改善

学園施設は、学生の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には職員・学生の安全を担うものであるため、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性を有することが求められる。建築当初には確保されているこれらの性能も、経年劣化等により必要な性能を満たさなくなっているおそれがあることから、学園施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切に維持管理を実施していく。

エ 機能回復

学生寮については、コロナ感染症による入国制限で入国待ちの学生が多数発生して、住居率は低下していたが、3月より入国制限が緩和されることとなり、今まで使用していなかった空き部屋を清掃・除菌や不良個所の改修・修繕を行い、常に最大収容人員を居住させることができるように維持をする。

また、高木寮の教場の有効活用を含めて検討する必要がある。更に、高木寮は最終的には女子寮として運用することも考慮する。

III 財務の概要

1 資産収支計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日)

2 事業活動収支計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日)

3 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

4 財産目録 (2023年3月31日現在)